

令和元年12月16日

国有林野事業における建設工事に係る調査等業務の入札・契約手続についての一部改正について（令和2年1月1日以降に入札公告を行う業務から適用）

中部森林管理局が発注する治山・林道工事に係る調査等業務（総合評価落札方式）において、令和2年1月1日以降に入札公告を行う業務から、評価基準の一部改正を行います。

1 評価基準の一部改正

企業の能力、技術者の経験及び能力に係る評価内容を改正します。

また、一部改正に伴って入札説明書の7（4）評価基準における評価基準及び配点が変わります。

（1）業務表彰・災害復旧事業計画書作成業務の実績をもってを加点評価します。（前年度までの2ヶ年度）

農林水産大臣又は林野庁長官からの表彰・感謝状の実績、森林管理局長、森林管理署長等からの表彰・感謝状の実績、災害復旧事業計画書作成業務の実績の有無をもって加点評価します。

（2）企業の能力の評価点は11点から10点になります。

（3）技術者の経験及び能力の評価点は19点から20点になります。

お問い合わせ先

総務企画部経理課

担当：専門官（契約適正化）

電話：050-3160-6533